

用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

1. アドバイザー

海上保安庁又は事業者若しくは選定された入札参加者から、本事業の実施又は本事業の入札手続き等に関して業務を受任又は請け負った者をいう。

2. 意思表示等

本契約に関する海上保安庁及び事業者間の意思表示、事実等の通知の総称をいう。

3. 維持管理期間

本施設の引渡し日から本契約の終了日までの期間をいう。

4. 維持管理業務

本施設の性能及び機能を適正に維持管理するための業務をいい、その業務内容の詳細については業務要求水準書及び事業計画書による。

5. 維持管理費

海上保安庁が事業者に支払う事業費のうち本施設の維持管理業務の実施による対価をいい、その内容は別紙5による。

6. 維持管理企業

維持管理業務を事業者から直接受任し、又は請け負う者をいう。

7. 各業務

事業契約書等に定める設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務のそれぞれをいう。

8. 割賦手数料

施設費及びそれに係る消費税等を元本とする元金均等払いを前提とする割賦利率により算定される利息の額をいい、資金調達に必要な融資等に係る金利等を含むものをいう。

9. 割賦利率

基準金利と事業計画書に記載された利ざやを合計した、割賦手数料の料率をいう。

10. 関係資料

海上保安庁が本契約の締結後に事業者に貸与する事業敷地に係る測量及びその実施結果に関する調査報告書等の資料をいう。

11. 監督職員

事業者による本事業の適正かつ確実な履行を確保するために海上保安庁の定めるところにより設置する監督職員をいう。

12. 管理統括責任者

事業者が本契約第66条第1項の定めるところにより維持管理業務全体を総括させるために設置する者をいう。

13. 関連業務

本事業とは別に海上保安庁が発注する第三者による工事及び業務で、本施設に関する業務遂行上密接に関連する工事及び業務をいう。

14. 基準金利

別紙5に定める基準金利をいう。

15. 基本協定書
海上保安庁、構成員及び協力企業が令和【 】年【 】月【 】日に締結した海上保安海上保安庁宿舎（鹿児島）整備事業に関する基本協定書（別紙を含む。）をいう。
16. 基本設計図書
本施設の基本設計の内容を示す設計図書をいい、その内容の詳細は業務要求水準書による。
17. 業績等
事業者の経営管理状況、事業者及び選定企業が実施する本事業における各業務の業績及び実施状況をいう。
18. 業務不履行
海上保安庁による業績等に関する監視の結果、事業者の帰責事由により要求水準を達成しないおそれがある、又は要求水準を達成していないと判断した状態をいう。
19. 業務実施計画書等
維持管理業務に関する各種計画書等の総称をいい、その内容の詳細は業務要求水準書による。
20. 業務実施報告書等
維持管理業務に関する各種報告書等の総称をいい、その内容の詳細は業務要求水準書による。
21. 業務要求水準書
海上保安庁が本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める要求水準を示す書類をいい、海上保安庁が令和●年●月●日付で公表した海上保安庁宿舎（鹿児島）整備事業に関する業務要求水準書（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。
22. 協力企業
本事業に関する各業務を構成員と共に事業者から直接受託又は請け負う企業をいう。
23. 契約解除通知日
本契約の解除通知が通知の相手方に到達した日をいう。
24. 建設企業
本契約に定める建設業務を事業者から直接受任し、又は請け負う者をいう。
25. 建設業務
本施設の建設工事並びに一切の調査、申請及び届出、引き込み負担金、電波障害対策工事に関する業務をいい、その業務内容の詳細については業務要求水準書及び事業計画書による。
26. 工事監理企業
本契約に定める工事監理業務を事業者から直接受任し、又は請け負う企業をいう。
27. 工事監理業務
本施設の建設工事に対する工事監理に係る業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書及び事業計画書による。
28. 工事監理業務計画書
工事監理業務に関する計画書をいい、その内容の詳細は業務要求水準書による。
29. 工事監理業務報告書
工事監理業務に関する報告書をいい、その内容の詳細は業務要求水準書による。

30. 構成員

本事業に関する入札手続において競争参加資格の確認を受けた者をいう。

31. 国有財産使用許可書

海上保安庁が国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項の規定に基づいて事業者に交付する、本施設又は事業敷地の一部を使用又は収益することを認める許可書をいう。

32. 国有財産使用許可申請書

国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項の規定に基づいて、事業者が本施設又は事業敷地の一部を使用又は収益することの許可を得るために海上保安庁に提出する申請書をいう。

33. 再受任者

本事業の実施に伴う各業務又は各業務以外の業務の一部を、事業者から直接受任を受けて業務を実施する選定企業から受任する者をいう。

34. 資格確認資料

選定企業が本事業の入札手続において海上保安庁に提出した競争参加資格確認資料をいう。

35. 事業期間

契約締結日から令和 27 年 3 月 31 日までの期間をいう。

36. 事業計画

事業計画書に示された本事業の実施に関する計画をいう。

37. 事業計画書

事業者が本事業の入札手続において海上保安庁に提出した本事業の実施に係る提案書類一式（海上保安庁が当該提案書類一式の詳細を明確にするために、本契約の締結までに事業者に提出を求めた資料その他の情報を含む。）をいい、内容の明確化にあたり、海上保安庁及び事業者が本契約の締結までに確認した事項を含む。

38. 本契約

海上保安庁と事業者が令和【 】年【 】月【 】日に締結した海上保安庁宿舎（鹿児島）整備事業に関する事業契約書（別紙を含む。）及びこれらに関する質問回答書をいう。

39. 事業契約書等

本契約、入札説明書等及び事業計画書の総称をいう。

40. 事業工程表

本事業の事業期間に亘る工程表をいう。

41. 事業者

基本協定書に基づいて構成員が本事業の実施のみを目的として会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立した新会社をいう。

42. 事業年度

事業期間中の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間とし、初年度については、事業者の設立日から最初に到来する 3 月 31 日までとする。

43. 事業費

海上保安庁が事業者を支払う本事業の実施による対価の総額をいい、その算定方法は別紙 5 による。

44. 事業敷地
本契約の鑑に記載されている事業場所である敷地をいう。
45. 支出負担行為
財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 34 条の 2 第 1 項に規定する支出負担行為をいう。
46. 施設整備期間
本契約の締結日（同日を含む。）から本施設の引渡しまでの期間をいう。
47. 施設整備業務
本施設の設計業務、建設業務及び工事監理業務（各業務における調査を含む。）のそれぞれ又はその総称をいう。
48. 施設整備業務契約
事業者が施設整備業務について各選定企業と締結する契約の総称をいう。
49. 施設整備費
海上保安庁が事業者を支払う事業費のうち施設整備業務の実施による対価をいい、その内容は別紙 5 による。
50. 施設費
施設整備業務の実施により事業者が負担する調査費、設計費、建設工事費、工事監理費、行政手続に関する費用、引き込み負担金、電波障害対策費、事業者の開業に伴う諸費用、事業者の運営に要する費用の一部（本契約の締結日から引渡し日まで）、建中金利、融資組成費用、その他の施設整備に関する初期投資と認められる費用をいい（施設整備費から割賦手数料を除いた費用）、その内容は別紙 5 による。
51. 下請負人
本事業の実施に伴う各業務又は各業務以外の業務の一部を、事業者から直接請け負って業務を実施する選定企業から請け負う者をいう。
52. 実施工程表
業務要求水準書に定める出来高予定曲線を記入した本施設の建設工事に係る工程表をいう。
53. 実施設計図書
本施設の実実施設計の内容を示す設計図書をいい、その内容の詳細は業務要求水準書による。
54. 支払対象期間
各事業年度における 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間又は 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいう。ただし、最初の支払対象期間は、使用開始日から最初に到来する 3 月 31 日又は 9 月 30 日までの期間をいう。
55. 出資者
事業者の株式を所有する者をいう。
56. 出資者誓約書
基本協定書に基づく出資者であり、かつ構成員である者が海上保安庁に提出する誓約書をいい、基本協定書別紙 3 に記載の書式による。
57. 使用開始日
事業者が本施設の維持管理業務を実際に開始する日をいう。
58. 使用開始予定日

本施設の維持管理業務の開始予定日は本施設の引渡し日の翌日をいう。

59. 消費税等

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。

60. 職員等

本施設における公共サービスの提供に携わる海上保安庁の職員をいう。

61. 成果物

業務要求水準書、海上保安庁の要求その他本契約に基づき事業者が作成する設計図書その他の一切の書類、図面、写真等の総称をいう。

62. 施工計画

本施設の施工に関する計画をいい、その内容の詳細は業務要求水準書による。

63. 設計・施工工程表

業務要求水準書に記載のある設計業務に関する工程、建設業務が完了するまでの工程、近隣説明に関する工程、海上保安庁の本施設の引渡しに関する工程並びに調査を実施する場合は調査に関する工程を示した工程表をいう。

64. 設計企業

本契約に定める設計業務を事業者から直接受任し、又は請け負う者をいう。

65. 設計業務

本施設の設計並びに必要な一切の調査、申請及び届出等に関する業務をいい、その業務内容の詳細は業務要求水準書及び事業計画書による。

66. 設計図書

基本設計図書及び実施設計図書をいう。

67. 選定企業

本契約に定める設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業の総称をいう。

68. 選定事業

P F I 法第 2 条第 4 項に定める選定事業をいう。

69. 総括代理人

事業者が本契約第 19 条第 2 項の権限を行使させるために設置する者をいう。

70. その他の費用

海上保安庁が事業者を支払う事業費のうち事業者が負担する事業者の運営に要する費用の一部及び利益等の合計に相当する対価をいい、その内容は別紙 5 による。

71. 貸与図面等

海上保安庁が事業者に貸与する本施設の管理に係る図面及び資料をいう。

72. 知的財産権等

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権の総称をいう。

73. 調査

事業敷地において事業者が履行する敷地調査その他必要となる一切の調査に関する業務をいう。

74. 入札説明書等

海上保安庁が本事業の入札手続において配布した一切の資料（業務要求水準書を含む。）及び当該資料に係る質問回答書をいう。

75. P F I 法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。

76. 引渡し日

事業者が本施設を海上保安庁に実際に引き渡す日をいう。

77. 引渡し予定日

事業者が本施設を海上保安庁に引き渡す予定の期日である。

78. 品質管理計画

本施設の施工における品質を管理する計画をいい、その内容の詳細は業務要求水準書による。

79. 不可抗力

別紙6の定義による。

80. 附帯事業

本事業以外の事業として、事業者が行う事業をいう。

81. 閉庁日

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定された行政機関の休日をいう。

82. 平面計画

基本設計における本施設の各階平面図における諸室の配置等を示す計画をいう。

83. 法令等

法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断並びにその他公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。

84. 法令等の変更等

本契約の締結時点における既存の法令等の変更若しくは廃止又は新たな法令等の新設をいう。

85. 本件工事

本施設の建設工事及びその総称をいう。

86. 本事業

事業契約書等及びP F I 法に基づいて実施する海上保安庁宿舎（鹿児島）整備事業をいう。

87. 本施設

海上保安庁宿舎及びこれに附帯する工作物その他の施設を総称していう。

88. 要求水準

海上保安庁が本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める水準をいう。なお、事業計画書に記載された提案内容が業務要求水準書に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。

89. 要求水準確認計画書

事業者が要求水準の確保を図るために、施設整備業務が適切に実施されているかどうかを確認する方法と時期を記載した計画書をいい、その内容の詳細は要求水準書による。

90. 要求水準確認報告書

事業者が施設整備業務の実施に関して確認した結果を記載した報告書をいい、その内容の詳細は要求水準書による。